

参考資料

1 枚方市社会福祉審議会条例

平成 25 年 12 月 9 日

条例第 41 号

改正 平成 27 年 3 月 9 日 条例第 13 号

平成 27 年 6 月 16 日 条例第 24 号

平成 29 年 9 月 13 日 条例第 40 号

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。)第7条第1項の規定に基づき、市長の附属機関として、枚方市社会福祉審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(定義)

第2条 この条例の用語の意義は、法の定めるところによる。

(調査審議事項の特例)

第3条 審議会は、法第7条第1項に規定する社会福祉に関する事項を調査審議するほか、法第 12 条第1項の規定により、児童福祉に関する事項を調査審議する。

(組織)

第4条 審議会は、委員 19 人以内で組織する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、3年(委員を増員する場合その他特別の事情がある場合にあつては、3年以内)とする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(臨時委員の任期)

第6条 臨時委員の任期は、専門分科会において調査審議する事項を担当する臨時委員にあつては 3年(臨時委員を増員する場合その他特別の事情がある場合にあつては、3年以内)とし、当該事項のうち特定の事項を担当する臨時委員にあつては当該特定の事項の調査審議が終了するまでとする。

(会議)

第7条 審議会の会議は、委員長(委員長が定められていない場合にあつては、市長)が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員長は、委員(議事に関係のある臨時委員を含む。以下この条において同じ。)の4分の1以上の者が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会の会議を招集しなければならない。

3 審議会の会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ、開くことができない。

4 審議会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の公開等)

第8条 審議会の会議は、公開とする。ただし、次に掲げる会議は、非公開とすることができる。

(1) 枚方市情報公開条例(平成9年枚方市条例第 23 号)第6条に規定する情報(平成 29 年枚方市条例第 40 号)第5条に規定する非公開情報が含まれる事項に関する調査審議を行う会議

(2) 公開することにより、公正かつ円滑な調査審議が著しく阻害され、その目的を達成することができない会議

2 審議会の会議の議事については、会議録を作成しなければならない。

(専門分科会)

第9条 審議会は、次の各号に掲げる合議制の機関が処理すべき事項を担当するものとし、審議会に、当該各号に掲げる合議制の機関として、それぞれ専門分科会を置く。

- (1) 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第36条第4項に規定する合議制の機関
- (2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第25条に規定する合議制の機関
- (3) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条第1項に規定する合議制の機関(専門分科会の組織及び運営)

第10条 専門分科会(民生委員審査専門分科会を除く。)に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

- 2 専門分科会に専門分科会長を置き、それぞれの専門分科会に属する委員及び臨時委員(民生委員審査専門分科会にあっては、委員)の互選によってこれを定める。
- 3 専門分科会長は、専門分科会の会務を掌理する。
- 4 専門分科会長に事故があるとき又は専門分科会長が欠けたときは、あらかじめ専門分科会長が指名する委員又は臨時委員(民生委員審査専門分科会にあっては、委員)がその職務を代理する。
- 5 第7条及び第8条の規定は、専門分科会の会議について準用する。
- 6 審議会は、専門分科会(民生委員審査専門分科会を除く。以下この項において同じ。)において調査審議する事項について諮問を受けたときは、当該専門分科会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

(審査部会)

第11条 社会福祉法施行令(昭和33年政令第185号)第3条第1項に定めるもののほか、必要に応じ、専門分科会に審査部会を置くことができる。

- 2 審議会は、審査部会(社会福祉法施行令第3条第1項に規定する審査部会を除く。以下この条において同じ。)において調査審議する事項について諮問を受けたときは、当該審査部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

(委員の守秘義務)

第12条 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
(枚方市障害者施策推進審議会条例の廃止)
- 2 枚方市障害者施策推進審議会条例(平成24年枚方市条例第36号)は、廃止する。
(枚方市附属機関条例の一部改正)
- 3 枚方市附属機関条例(平成24年枚方市条例第35号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則[平成27年3月9日条例第13号]

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
(枚方市子ども・子育て審議会条例の廃止)
- 2 枚方市子ども・子育て審議会条例(平成25年枚方市条例第10号)は、廃止する。

附 則[平成27年6月16日条例第24号]

この条例は、公布の日から施行する。

附 則[平成29年9月13日条例第40号抄]

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

2 枚方市社会福祉審議会規則

平成 26 年 3 月 31 日
規則第 26 号
改正 平成 26 年 9 月 30 日規則第 106 号
平成 27 年 3 月 31 日規則第 29 号
平成 30 年 3 月 30 日規則第 20 号

(趣旨)

第1条 この規則は、社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。)、社会福祉法施行令(昭和 33 年政令第 185 号。以下「政令」という。)及び枚方市社会福祉審議会条例(平成 25 年枚方市条例第 41 号。以下「条例」という。)に定めるもののほか、枚方市社会福祉審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(専門分科会)

第2条 審議会は、法第 11 条第 2 項の規定に基づき、高齢者福祉専門分科会、地域福祉専門分科会及び社会福祉法人設立認可等専門分科会を置くことができる。

2 専門分科会が調査審議する事項は、それぞれ次のとおりとする。

- (1) 民生委員審査専門分科会 民生委員の適否の審査に関する事項の調査審議
- (2) 障害福祉専門分科会 次に掲げる事務
 - イ 身体障害者の福祉に関する事項の調査審議その他障害者の福祉に関する事項の調査審議
 - ロ 障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)第 36 条第 4 項各号に掲げる事務
 - ハ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 88 条第 10 項に規定する事務
- (3) 児童福祉専門分科会 次に掲げる事務
 - イ 児童の福祉に関する事項の調査審議
 - ロ 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和 39 年法律第 129 号)第 7 条第 2 号の規定により社会福祉審議会の権限に属せられた事務
 - ハ 母子保健法(昭和 40 年法律第 141 号)第 7 条の規定により社会福祉審議会の権限に属せられた事務
- (4) 子ども・子育て専門分科会 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 77 条第 1 項各号に掲げる事務
- (5) 高齢者福祉専門分科会 高齢者の福祉に関する事項の調査審議
- (6) 地域福祉専門分科会 地域福祉に関する事項の調査審議
- (7) 社会福祉法人設立認可等専門分科会 次に掲げる事務
 - イ 社会福祉法人の設立認可に関する審査並びに業務の停止命令、役員解職勧告及び解散命令に関する調査審議
 - ロ 養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの事業の廃止命令及び設置の認可の取消しに関する事項の調査審議

(審査部会)

第3条 審議会は、政令第 3 条第 1 項及び条例第 11 条第 1 項の規定に基づき、障害福祉専門分科会に第一審査部会及び第二審査部会を、児童福祉専門分科会に母子・父子福祉審査部会及び児童福祉施設認可審査部会を置くことができる。

2 審査部会が審査する事項は、それぞれ次のとおりとする。

- (1) 第一審査部会 政令第 3 条第 1 項に規定する身体障害者の障害程度の審査に関する調査審議並びに身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 15 条第 2 項に規定する医師の指定及び身体障害者福祉法施行令(昭和 25 年政令第 78 号)第 3 条第 3 項に規定する医師の指定の取消しに関する事項の審査
- (2) 第二審査部会 育成医療及び更生医療を担当する医療機関の指定及び指定の取消しに関する事項の審査

- (3) 母子・父子福祉審査部会 母子及び父子並びに寡婦福祉法第13条に規定する母子福祉資金、同法第31条の6に規定する父子福祉資金及び同法第32条に規定する寡婦福祉資金の貸付けに関する事項の審査
- (4) 児童福祉施設認可審査部会 次に掲げる事務
 - イ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第34条の15第4項及び第35条第6項に規定する認可に関する事項の審査
 - ロ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第17条第3項に規定する認可、同法第21条第2項に規定する命令及び同法第22条第2項に規定する認可の取消しに関する事項の審査
- 3 審査部会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。
- 4 審査部会に審査部会長を置き、それぞれの審査部会に属する委員の互選によってこれを定める。
- 5 審査部会長は、審査部会の会務を掌理する。
- 6 審査部会長に事故があるとき又は審査部会長が欠けたときは、あらかじめ審査部会長が指名する委員又は臨時委員がその職務を代理する。

(補則)

第4条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則[平成26年9月30日規則第106号抄]

(施行期日)

1 この規則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則[平成27年3月31日規則第29号]

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則[平成30年3月30日規則第20号]

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

3 枚方市社会福祉審議会からの答申

令和2年1月31日

枚方市長 伏見 隆 様

枚方市社会福祉審議会
委員長 上野谷 加代子
子ども・子育て専門分科会
会長 安藤 和彦

「第2期枚方市子ども・子育て支援事業計画」について（答申）

平成30年11月30日付、子青第124号で諮問のありました「第2期枚方市子ども・子育て支援事業計画」の策定について、「子ども・子育て支援に関するアンケート調査」や、市民からの意見聴取などのご意見を踏まえながら審議した結果、別添「第2期枚方市子ども・子育て支援事業計画（案）」のとおり答申します。

なお、子ども・子育て専門分科会においては、答申をまとめる過程でさまざまな意見交換がなされましたが、市においては、審議過程における各委員からの意見に十分留意し、計画の基本理念である「子どもが笑顔で健やかに成長できるまち枚方」の実現に向け、家庭、地域、学校園、事業者などと連携・協力しながら、効果的な施策の展開にあたられるよう要望します。

4 枚方市社会福祉審議会(本審)及び子ども・子育て専門分科会委員名簿

〈任期:平成29年4月1日~令和2年3月31日〉

(50音順、敬称略)

氏名	所属等	本審 (注1)	分科会 (注2)	備考
明石 隆行	種智院大学 教授	委員		
麻生 恭子	枚方市立小学校長会		委員	
安藤 和彦	ユマニテク短期大学 教授	委員	会長	
石田 慎二	帝塚山大学 教授	委員	副会長	
板床 美榮	枚方市民生委員児童委員協議会 会計		委員	R1.11.30 まで
岩田 公子	枚方市私立保育園連盟 副会長		委員	
上野谷 加代子	同志社大学 教授	委員長		
大西 雅裕	神戸女子大学 教授	委員		
岡崎 成子	枚方市福祉団体連絡会 会長	委員		
北山 展弘	枚方市私立幼稚園園長会		委員	
河野 和永	枚方市障害福祉サービス事業者連絡会 幹事	委員		
菅 玲子	大阪府中央子ども家庭センター 総務企画課 課長補佐		委員	R1.6.10 から
高田 研一	北大阪商工会議所総務部総務課 課長		委員	
武 正行	枚方市社会福祉協議会 会長	委員		
多田 正知	枚方市医師会 理事	委員		
田中 強	連合大阪河北地区協議会 議長		委員	
田邊 快應	枚方市 PTA 協議会 会長		委員	R1.6.10 から
田邊 卓也	枚方市医師会 理事		委員	
谷口 律子	枚方市介護支援専門員連絡協議会 会員	委員		

氏名	所属等	本審 (注1)	分科会 (注2)	備考
為金 信江	枚方・交野地区更生保護女性会 書記		委員	
所 めぐみ	関西大学 教授	委員		
富岡 量秀	大谷大学 教授	委員	委員	
長尾 祥司	枚方市自立支援協議会幹事会 幹事長	委員		
長岡 千代	大阪府助産師会 前理事		委員	
橋本 有理子	関西福祉科学大学 教授	委員		
畑中 光昭	枚方地区人権擁護委員会 委員	委員		
林 めぐみ	大阪府中央子ども家庭センター 総務企画課 課長補佐		委員	H31.4.15 まで
原 啓一郎	弁護士	委員		
肥田 時子	枚方市民生委員児童委員協議会 会長	委員		
福間 眞智子	枚方市民生委員児童委員協議会 副会長		委員	R2.1.17 から
藤村 久美子	市民公募委員		委員	
前田 仁	枚方市 PTA 協議会 会長		委員	H31.4.19 まで
三田 優子	大阪府立大学 准教授	委員		
三戸 隆	枚方市医師会 理事	委員		
山本 晶子	市民公募委員		委員	

(注1) 令和2年3月31日時点

(注2) 平成30年11月30日～令和2年1月31日(第2期枚方市子ども・子育て支援事業計画策定の諮問期間)

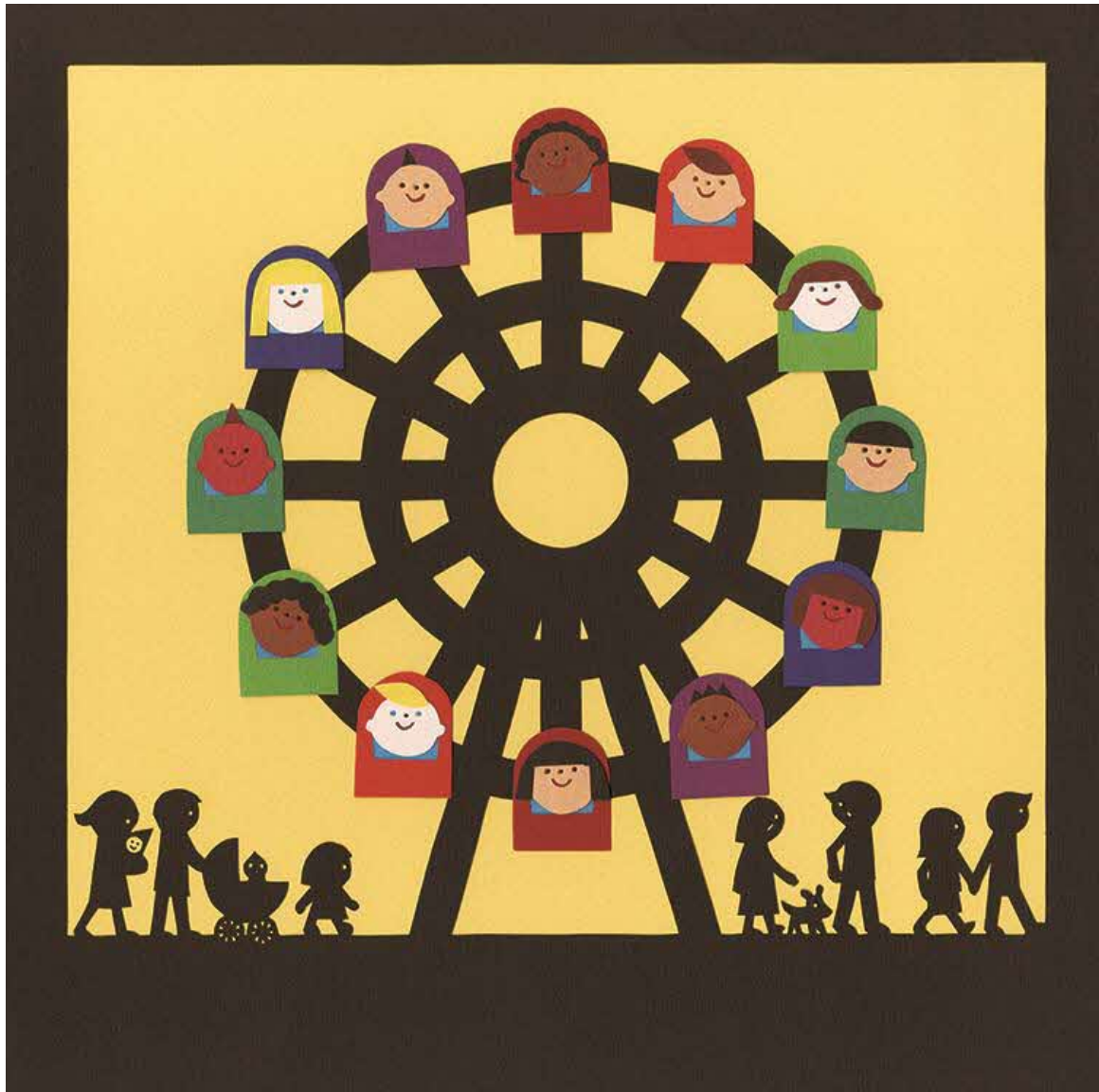
5 第2期枚方市子ども・子育て支援事業計画策定の経過

開催日	審議会名	案 件
平成 30 年 11 月 30 日	「第2期枚方市子ども・子育て支援事業計画」の策定について諮問	
	平成 30 年度 第 2 回 子ども・子育て専門分科会	(1)「枚方市子ども・子育て支援事業計画」(現計画)の進捗状況等について (2)「第2期枚方市子ども・子育て支援事業計画」の策定に係るニーズ調査について
平成 31 年 1 月 9 日 ～ 1 月 31 日	「子ども・子育て支援に関するアンケート調査」を実施 【調査対象】 ●就学前児童(0歳～5歳)の保護者及び小学生(1年生～6年生)の保護者各3,000件 ●公私立の幼稚園児(満3歳～5歳)の保護者 2,017件	
平成 31 年 3 月 26 日	平成 30 年度 第 3 回 子ども・子育て専門分科会	(1)枚方市子ども・子育て支援事業計画(現計画)の目標事業量の変更について (2)第2期枚方市子ども・子育て支援事業計画のニーズ調査の集計報告について (3)第2期枚方市子ども・子育て支援事業計画の基本的な考え方について
令和元年 5 月 10 日	令和元年度 第 1 回 枚方市社会福祉審議会	各福祉計画の策定について(報告) (1)略 (2)枚方市子ども・子育て支援事業計画(第2期)
令和元年 6 月 10 日	令和元年度 第 1 回 子ども・子育て専門分科会	(1)第2期枚方市子ども・子育て支援事業計画の施策の推進方向(骨子)について (2)第2期枚方市子ども・子育て支援事業計画に係る目標事業量の考え方について
令和元年 8 月 20 日	令和元年度 第 2 回 子ども・子育て専門分科会	●第2期枚方市子ども・子育て支援事業計画の素案について
令和元年 11 月 1 日	令和元年度 第 3 回 子ども・子育て専門分科会	(1)第2期枚方市子ども・子育て支援事業計画の素案について (2)第2期枚方市子ども・子育て支援事業計画の目標事業量について
令和元年 11 月 25 日	第2期枚方市子ども・子育て支援事業計画(素案)について(中間とりまとめ)	
令和元年 11 月 30 日 ～ 12 月 19 日	第2期枚方市子ども・子育て支援事業計画(素案)に係る市民意見聴取の実施(令和元年12月6日・12月7日・12月8日・12月10日に市内4か所において市民意見聴取会を実施)	
令和 2 年 1 月 17 日	令和元年度 第 4 回 子ども・子育て専門分科会	●第2期枚方市子ども・子育て支援事業計画(案)について
令和 2 年 1 月 31 日	「第2期枚方市子ども・子育て支援事業計画」について(答申)	
令和 2 年 2 月 28 日	令和元年度 第 2 回 枚方市社会福祉審議会	●第2期枚方市子ども・子育て支援事業計画(案)について(報告)

第2期 枚方市子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月

発行 枚方市子ども青少年部子ども青少年政策課
〒573-8666 枚方市大垣内町2丁目1番20号
TEL : 072-841-1375 (代表)
FAX : 072-843-2244
E-mail : kodosei@city.hirakata.osaka.jp
イラスト たけうち ちひろ



第 2 期

枚方市子ども・子育て支援事業計画